

三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事概要

日時：令和6年9月19日(木)10:00～12:00

場所：三重県吉田山会館206会議室

1 出席委員(14名)

青山 弘忠、阿保谷 季之、坂井 治美、対馬 あさみ、山本 壽人、奥野 敏
佐々木 光明、田上 清乃、竹村 浩、中野 智行、早川 武彦、藤田 典子
松浦 直己、松岡 典子

2 傍聴者 なし

3 会議の公開・非公開 公開

4 報告

(1)「第二期三重県子ども貧困対策計画」及び「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」 の改定について

【委員】

- ・地域未来塾の実施主体はどこか。どの程度機能しているのか。。

【事務局】

- ・地域未来塾は市町主催で行っている。県が直接事業を実施しているわけではない。実施市町数は12市町。学校数は51校。

【委員】

- ・とても少ないと思うので、学習支援に取り組む団体等に働きかけると同時に、教育委員会にも働きかけて、地域未来塾を実施できるようにしてほしい。

【委員】

- ・児童養護施設の中高生に対する学習支援事業を充実させることが大切。
- ・ファミリーサポートの提供者への支援がないと提供者の登録数が減ってしまふ。
- ・生活実態調査は、子ども権利を保障するために、当事者の子ども自身にヒアリングをしなければならぬ。

【事務局】

- ・ファミリーサポートの利用者は継続して代金を払い続けていかななくてはならないので、市町と連携して利用者の負担を軽くできるよう取り組んでいく。
- ・生活状況調査のヒアリングは保護者と子どもである。

【委員】

- ・ファミリーサポートは、提供者に対しての半額助成がない市町がある。そのような助成が

ないと提供者が長く続けられなくなる。

【事務局】

- ・事業実施主体側のファミリーサポートの提供者への支援は重要であると認識している。一部の事業については、市町を通じて、提供者へ支援をしている状況である。より提供者への支援を充実していくよう、今後も市町とも連携して進めていく。

【委員】

- ・養育者へのヒアリングはもちろん重要であるが、子どもに対して、年齢に応じたヒアリングをすることが大切。子ども主体の視点で考えていかななくてはならない。
- ・子どもは自分の生活を客観的に捉えることが難しいと思う。子どもに対してのヒアリングは慎重に、専門性のある方をお願いしたい。
- ・養育費の相談は、法テラスの制度が利用しやすくなっている。生活に苦しむ方に対して費用を抑える制度がある。

【事務局】

- ・市町において、弁護士への相談を紹介している。県では福祉センターでの定期的な弁護士相談等を周知している。また、福祉センターでは、AI チャットボットを設置している。今後、そのような場所での案内を充実させていきたい。

【委員】

- ・計画を一本化したときにどのような柱になるのか。保護者側なのか子ども側のものなのかを整理する必要がある。例えば、若者に対して就業についての教育を入れるとよいのではないか。

【事務局】

- ・子どもの貧困対策計画は子ども側。ひとり親家庭等自立促進計画は保護者側である。計画の対象が不明瞭とならないように取り組む。

【委員】

- ・計画の名称について、支援の拡充・促進というよりも「自立」という言葉を使う趣旨がどこにあるのか。生活実態調査とあるが、支援の課題を探るための調査であってほしい。支援の課題を確認していくことが大切。

【事務局】

- ・名称は自立ということになっているが、もともとの子どもの貧困の支援ということから目をそらさないようにしたい。

【委員】

- ・小学生は学童保育で宿題を支援してもらえるが、中学生はしてもらえない。学習支援は、小学生よりは中学生を中核にしてほしい。

(2) 第三次三重県子ども子育て支援事業計画の策定について

【委員】

- ・県がコーディネートして市町のニーズを把握しなくてはならない。
- ・こども家庭庁が取り組む、子どもの安心・安全、ウェルビーイング、在宅支援を反映させてほしい。

【事務局】

- ・いただいたご意見をふまえて子ども・福祉部内で連携して検討していきたい。

【委員】

- ・在宅支援するとき親の家事育児負担を減らすことに視点がおかれ、子どもの意見が聞かれていないのではないか。
- ・今年度から、児童相談センターが廃止され、本庁に機能を統合した。平成17年度から児童相談センターを設置したと思うが、どこの分野で総括されているのか分からない。

【事務局】

- ・支援は市町中心になっている。市町の支援状況に差があることは認識しているので、支援のレベルを底上げしていくのが県の役割である。
- ・児童相談センターは組織改編を行いセンターと本庁を一元化してる。これまでのセンターとしての機能を果たせるように進めていきたい。

【委員】

- ・近年、保育士不足による空き部屋があり、定員割れしている園で待機児童が発生している。そのため、通園制度は大切である。計画のなかで配慮してほしい。
- ・保育情報公開の給与については基準を設ける必要がある。給与の数字だけがでしまうと、手厚い制度がある都市の保育園への就職が増え、三重県の保育士が不足することが危惧される。

【事務局】

- ・保育園において、定員まで達していない状況があるというのが、今の実態だと考えている。保育士の確保には特効薬がないが、できることを確実に、他県の情報もいただきながら、取り組んでいく。
- ・給与の公開の件は、まだ詳細が示されていない。数字のみが出ると、三重県の保育士が不足する可能性があると考えている。情報をしっかり集めながら対策していく。

【委員】

- ・保育士は給与だけではなく、勤務時間、有給・産休・育休がしっかり取得できる労働状況が大事である。問題があるところには指導を入れながら環境を整えていかななくてはならない。

【事務局】

- ・保育士の働きやすい環境の整備が大事である。関係機関と連携しながらしっかり取り組んでいく。

【委員】

- ・保育士の研修制度を充実させる必要がある。退職する一因として、困ったときに相談できないことや、発達の課題をどうしていいかわからず、保護者と対立してしまうということがある。県独自で体系的に研修システムを作ることで問題が解決できると考える。

(3)「子どもを虐待から守る条例」の改正について

【委員】

- ・令和5年度の県内の児童虐待件数も2000件を超えている。そのうち、9割が父母によるもので、そのうちの半数は心理的虐待であり、依然と変わっていない状況である。
- ・条例は、虐待を未然防止するということを明確にする必要がある。虐待の未然防止に繋がるよう改正していかななくてはならない。

【事務局】

- ・今年度、年間5回開催予定の条例改正検討有識者会議において、市町の役割や責務を規定し、条文を考えていく視点をいただいているところである。

【委員】

- ・支援する際に、複数の事業がそれぞれの支援を行っていることがある。体制づくりや関係機関の連携ということを考えてもらいたい。
- ・子どもほっとダイヤルでは関係機関に関わってる子どもからの電話がある。子どもの気持ちが聞かれていない現状があるため、児童相談所の職員研修の在り方の見直すことが必要ではないか。

【事務局】

- ・関係機関との連携では、市町の要保護児童対策地域協議会へ県からスーパーバイザー（3名）を派遣し、市町と定期的に協議を重ねている。市町支援コーディネーターを市町の会議に派遣して関係機関への安全確認の徹底、見守り進行管理等を行っている。
- ・条例改正検討有識者会議では子どもの意見・子どもの声の聴き方や、条例を子どもに対してどのように周知していくのかということの検討を重ねている。
- ・研修については、児童相談所職員の専門性向上をねらって見直しを進めている。市町職員対象の研修、人事交流も含めて進めている。

【委員】

- ・スクールソーシャルワーカーが安定して働けていない。保護者と支援する側が出会えないといったことも起きている。支援をする側が消耗しないようにする必要がある。また、スクールソーシャルワーカーの人手不足や人事異動による問題が大きい。

【事務局】

- ・三重県も国の体制強化プランに基づいて、職員数を確保してきたが、職員の採用・確保がおいついていない。一方で、急速に人材確保を進めたこともあり、経験5年未満の職員が7割という職員構成となっている。このような状況の中で専門性の向上をどのようにし

ていくのかが喫緊の課題である。

- ・人事異動があるため、専門職採用も少しずつ進めながら、一定期間は同じ児童相談所の中で、異動のローテーションが回せるように対策している。

【委員】

- ・里親は、心理的虐待の基準に迷いがある。心理的虐待の定義を、三重県の中でも明確にできるとよいのではないか。
- ・子どもを虐待から守るためには、情報の共有を密にする必要がある。

【事務局】

- ・心理的虐待の定義は、国において定められているが、明確にしすぎると、それ以外の部分が消えてしまう恐れがある。
- ・里親家庭は、実家庭で子どもが経験した傷つきを踏まえて、子どもたちが安心して安全に暮らせるよう最大限の配慮をした生活が求められる。
- ・条例改正検討有識者会議において、情報共有の際、守秘主義の枠を外した状況でないと、子どもを虐待から守ることができないという意見をいただいているところである。

【委員】

- ・里親としての社会的養育を担うものの自覚は、今後、忘れないようにしていく。
- ・心理的虐待の定義は広いため、県民によく周知して欲しい。
- ・子どもへの意見聴取の際、子どもの立場に立った聞き方をお願いしたい。

【事務局】

- ・本改正で子どもの意見聴取等措置を必ず実施する。子どもに対して理解を求めることと、しっかり話を聞くことをしていく。

(4)「三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)」の策定について

【委員】

- ・子ども家庭ソーシャルワーカーの研修について、他県では予算化しているが、三重県の職員を受講させる計画はあるのか。

【事務局】

- ・人材育成計画の中にも子ども家庭ソーシャルワーカーを記載している。
- ・少しずつではあるが、児童相談所の職員の中にも、子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を取得したいという職員もいる同時に、市町や、施設関係の職員の中でも、子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を取得したい場合は、支援していきたい。

【委員】

- ・事務管理手続等は DX も進んでいるかと思うが、どうしても行政の手続きは手間がかかる。ダイナミックな見直しをしていくことによって、必要なところに必要な人材配置が叶うのではないか。

【事務局】

- ・情報共有や業務管理でのICT化は進んできている。ただ、情報の流出防止をしっかりと考えていかななくてはならない。手続きでは、名義も電子申請システムとか、マイナンバーを使って確認して、提出資料の省略等は徐々にではあるが進んでいるが、福祉は人でないとうまくいかない部分がある。

【委員】

- ・コロナ禍で学校のICT化は急速に進んだ。
- ・多くの教育や経済的な支援が増え、要保護児童が高校卒業後、専門学校や大学といった進学率がすごく上がってきた。
- ・一人親とか、貧困家庭の子どもについても、この社会的養育計画の中でしっかりと支援していけるような計画が必要。

【事務局】

- ・社会的養護の子どもたちの環境が変わって、従来の集団養育からの切り替えが進んだ。子どもたちが望む進路を実現する支援策が必要。

【委員】

- ・支援の枠にはまらない方がたくさんいる。その方たちへのアプローチを具体的な形で、施策として盛り込まれているよい。
- ・看護職も、児童虐待の未然防止をする立場でもある。今後、学習する機会も設けてほしい。
- ・市町の考え方には温度差がある。県が強力なリーダーシップをとっていく必要がある。人事異動による、引き継ぎがうまくいかないことがないようにしてほしい。